

令和5年第3回美幌町議会臨時会会議録

令和5年5月11日 開会

令和5年5月11日 閉会

令和5年5月11日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 仮議席の指定について
日程第 2 選挙第 1 号 議長の選挙について
日程第 3 会議録署名議員の指名
日程第 4 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 5 選挙第 2 号 副議長の選挙について
日程第 6 議席の指定について
日程第 7 選任第 1 号 常任委員の選任について
日程第 8 選任第 2 号 議会運営委員の選任について
日程第 9 選挙第 3 号 美幌・津別広域事務組合議会議員の選挙について
日程第 10 町長就任宣誓
(所信表明)
日程第 11 承認第 1 号 専決処分の承認について
〔美幌町税条例の一部を改正する条例制定〕
日程第 12 承認第 2 号 専決処分の承認について
〔令和 4 年度美幌町一般会計補正予算（第 15 号）〕
日程第 13 承認第 3 号 専決処分の承認について
〔令和 4 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）〕
日程第 14 承認第 4 号 専決処分の承認について
〔令和 4 年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）〕
日程第 15 承認第 5 号 専決処分の承認について
〔令和 4 年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）〕
日程第 16 同意第 3 号 監査委員の選任について
日程第 17 議案第 23 号 工事請負契約の締結について
(町営球場照明 LED 交換修繕)
日程第 18 議案第 24 号 令和 5 年度美幌町一般会計補正予算（第 2 号）について
追加日程第 1 閉会中の継続調査について

○出席議員

1 番 木 村 利 昭 君	副議長	2 番 馬 場 博 美 君
3 番 横 山 清 美 君		4 番 高 橋 秀 明 君
5 番 宮 崎 奈 津 江 君		6 番 上 杉 晃 央 君
7 番 稲 垣 淳 一 君		8 番 藤 原 公 一 君
9 番 伊 藤 伸 司 君		10 番 吉 住 博 幸 君
11 番 大 江 道 男 君		12 番 松 浦 和 浩 君
13 番 大 原 昇 君	議 長	14 番 戸 澤 義 典 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長	平野浩司君	教育委員会会長	矢萩浩君
農業委員会会長	千葉正美君	選挙管理委員会会長	松本光伸君
監査委員	高木清君		

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	高崎利明君	総務部長	小室保男君
町民生活部長	関弘法君	福祉部長	河端勲君
経済部長	後藤秀人君	建設部長	那須清二君
病院事務長	但馬憲司君	事務連絡室長	横山聖二君
会計管理者	田中三智雄君	総務課長	斉藤浩司君
危機対策課長	弓山俊君	政策課長	沖崎寿和君
財務課長	吉田善一君	町民活動課長	佐久間大樹君
戸籍保険課長 選挙管理委員会事務局長	佐々木 斉君	税務課長	松尾まゆみ君
社会福祉課長	水上修一君	保健福祉課長	中尾 亘君
農林政策課長 農業委員会事務局長	橋本 勝君	耕地林務主幹	伊藤 寿君
みらい農業課長	午来 博君	商工観光課長	影山俊幸君
建設課長	森口尚博君	建築主幹	宮田英和君
環境管理課長	鶴田雅規君	上下水道課長	石山隆信君
病院総務課長	以頭隆志君	地域医療連携課長	高山吉春君
事務連絡室次長	藤田静思君	教育部長	遠藤 明君
学校教育課長	多田敏明君	学校給食課長	片平英樹君
社会教育課長	立花良行君	スポーツ振興課長	浅野謙司君
博物館課長	鬼丸和幸君	監査委員事務局長	遠 國 求君
監査委員事務局次長	小室秀隆君		

○議会事務局出席者

事務局長	遠國 求君	次 長	小室秀隆君
議事係長	高田秀昭君	庶務係長	村田 剛君
庶務係	金子未准君		

午前10時00分 開議

◎開会・開議宣告

○臨時議長（大江道男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、令和5年第3回美幌町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（大江道男君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

暫時、休憩いたします。

再開は10時30分をめどといたします。

午前10時 1分 休憩
(議長選挙候補者の所信表明)

午前10時28分 再開
○臨時議長（大江道男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第2 選挙第1号

○臨時議長（大江道男君） 日程第2 選挙第1号議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。
(議場閉鎖)

○臨時議長（大江道男君） ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番木村利昭さん、2番宮崎奈津江さんを指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○臨時議長（大江道男君） 13番上杉晃央さん。

○13番（上杉晃央君） 今、投票用紙をいただきましたけれども、無記名ということですが、隣の議員が見える状況です。

見えない環境の中で記載をして投票をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○臨時議長（大江道男君） ただいま上杉議員から秘密投票が守られるような環境のもとで行うべきだという意見が出ました。もっともな意見と認めます。

発言席がどなたも見えないという状況で記入できるかと思しますので、発言席で記載するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（大江道男君） では、1番から順に発言席で記載していただくようお願いいたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（大江道男君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○臨時議長（大江道男君） 異常なしと認めます。

念のため、投票方法について申し上げますが、投票は単記無記名でございます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、詳細については、事務局長から説明させます。

○事務局長（遠國 求君） それでは、事務局から説明させていただきます。

投票は単記無記名でありますので、投票用紙の枠の中に被選挙人の氏名を一人お書きください。他のことを書きますと無効となります。白票も無効となります。

以上で、説明を終わります。

○臨時議長（大江道男君） 点呼を命じま

す。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○事務局長（遠國 求君） 演台で記載した後、投票箱に投函をお願いいたします。

それでは、議席番号と氏名を申し上げます。

1 番木村利昭議員、2 番宮崎奈津江議員、3 番藤原公一議員、4 番伊藤伸司議員、5 番松浦和浩議員、6 番稲垣淳一議員、7 番戸澤義典議員、8 番横山清美議員、9 番馬場博美議員、10 番吉住博幸議員、11 番高橋秀明議員、12 番大原昇議員、13 番上杉晃央議員、14 番大江道男議員。

（投票）

○臨時議長（大江道男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（大江道男君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから、開票を行います。

木村利昭さん、宮崎奈津江さん、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○臨時議長（大江道男君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票14票、無効投票0票です。

有効投票のうち戸澤義典さん9票、大原昇さん5票。

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、戸澤義典さんが議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（大江道男君） ただいま議長に当選された戸澤義典さんが議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定

により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました戸澤義典さんから発言が求められておりますので、これを許します。

戸澤義典さん、登壇願います。

○議長（戸澤義典君） 〔登壇〕 ただいまの投票結果をもちまして、美幌町会議長として皆様に推選されました戸澤であります。

議員の皆様、この時点からノーサイドであります。

休憩時間中に私の議長に対する思いを述べさせていただきます。

1点目がチーム議会の強化、2点目が議会改革の歩みを止めるな、3点目が議員・後継者の育成、成り手不足対策ということで、この思いを軸に今後、議会運営をやっていきたいと思いますので、どうか議員各位の今後ますますの御支援、御協力をお願いしたいと思います。

また、町長ほか、行政職員の皆様には、議会と行政の役割、先ほど申し上げさせていただきましたけれども、具体的な政策の最終決定と行財政運営の監視ということが、議会の二つの使命でありますので、その使命をよくお酌みいただき、今後も議会に対するますますの御支援、御協力をいただければと思います。

今後ともひとつよろしくお願いいたします。

○臨時議長（大江道男君） これで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

戸澤義典議長、議長席にお着き願います。

（戸澤議長、議長席に着く）

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（戸澤義典君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番藤原公一さん、4番伊

藤伸司さんを指名いたします。

◎日程第4 会期の決定

○議長（戸澤義典君） 日程第4 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会議は、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（戸澤義典君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配信しております議事日程のとおりであります。

朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、配信しておりますので、御了承願います。

なお、松本選挙管理委員長、午後より欠席の旨、届出がありました。

また、本臨時会中、議会広報及び町広報用のため、写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコン使用を許可しておりますので、併せて御承知おき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（戸澤義典君） 暫時休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

午前10時54分 休憩

（副議長選挙候補者の所信表明）

午前11時13分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第5 選挙第2号

○議長（戸澤義典君） 日程第5 選挙第2号副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（戸澤義典君） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番松浦和浩さん、6番稲垣淳一さんを指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（戸澤義典君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 配付漏れなしと認めます。

投票については、先ほどの議長選と同じように、演台で記載し、投票箱に入れることといたします。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（戸澤義典君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、詳細については、事務局長から説明させます。

○事務局長（遠國 求君） それでは、事務局から説明させていただきます。

投票は単記無記名でありますので、投票用紙枠の中に被選挙人の氏名を一人お書き

ください。他のことを書きますと無効となります。白票も無効となります。

以上で、説明を終わります。

○議長（戸澤義典君） 点呼を命じます。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（遠國 求君） それでは、議席番号と氏名を申し上げます。

1 番木村利昭議員、2 番宮崎奈津江議員、3 番藤原公一議員、4 番伊藤伸司議員、5 番松浦和浩議員、6 番稲垣淳一議員、7 番戸澤義典議員、8 番横山清美議員、9 番馬場博美議員、10 番吉住博幸議員、11 番高橋秀明議員、12 番大原昇議員、13 番上杉晃央議員、14 番大江道男議員。

（投票）

○議長（戸澤義典君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから、開票を行います。

松浦和浩さん、稲垣淳一さん、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（戸澤義典君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票であります。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票14票、無効投票0票です。

有効投票のうち上杉晃央さん5票、馬場博美さん9票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、9 番馬場博美さんが副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（戸澤義典君） ただいま副議長に当選された馬場博美さんが議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

副議長に当選されました馬場博美さんから発言を求められておりますので、これを許します。

9 番馬場博美さん。

○副議長（馬場博美君） 〔登壇〕 一言、御礼の御挨拶を申し上げます。

今回、私が議員皆様の御推挙によりまして、美幌町議会副議長の職に就くことになりましたことを、この上なく光栄に存じますとともに、その職責の重大さを深く痛感している次第でございます。

私ごとき、微力非才のその器にない者が、果たして皆様の御期待に沿えるかどうか、極めておぼつかないのですが、幸いにして人格識見ともにすぐれた戸澤議長のもと、議員皆様の御支援、御鞭撻を賜り、この職責を遂行したい次第でございます。

皆様の御協力をいただきまして、町政の発展のため全力で尽くす決意でございますので、よろしくお願い申し上げ、御挨拶に代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 暫時休憩いたします。

再開は14時30分をめぐるといたします。

午前11時32分 休憩

午後2時59分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議席の指定

○議長（戸澤義典君） 日程第6 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

各議員の氏名とその議席番号は、配信しました議席表のとおり指定します。

それぞれ、ただいま指定の議席に移動願います。

暫時休憩します。

午後2時59分 休憩

午後3時 1分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第7 選任第1号

○議長（戸澤義典君） 日程第7 選任第1号常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、総務福祉常任委員に2番馬場博美さん、6番上杉晃央さん、8番藤原公一さん、9番伊藤伸司さん、11番大江道男さん、12番松浦和浩さん、13番大原昇さん。

経済教育常任委員に1番木村利昭さん、3番横山清美さん、4番高橋秀明さん、5番宮崎奈津江さん、7番稲垣淳一さん、10番吉住博幸さん、14番戸澤。

以上のとおり指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、常任委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

次に、議長の常任委員の辞任の件を議題としますので、副議長と交代いたします。

午後3時 3分 休憩

午後3時 4分 再開

○副議長（馬場博美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議長の常任委員辞任について

○副議長（馬場博美君） ただいま経済教

育常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したい旨の申出があります。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一個の委員会の委員として所属することは適当でなく、また、行政実例においても議長の辞任を認めているところでもありますので、経済教育常任委員を辞任したいとするものであります。

お諮りします。

辞任について許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（馬場博美君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の経済教育常任委員の辞任については、許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩中に各常任委員会では委員会を開催し、常任委員長の互選を行ってください。

再開は、15時30分をめどといたします。

午後3時 4分 休憩

午後3時34分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（戸澤義典君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

総務福祉常任委員会の委員長に松浦和浩さん、副委員長に藤原公一さん。

経済教育常任委員会の委員長に稲垣淳一さん、副委員長に木村利昭さん。

以上のとおり、互選された旨の報告があ

りました。

◎日程第8 選任第2号

○議長（戸澤義典君） 日程第8 選任第2号議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、2番馬場博美さん、3番横山清美さん、6番上杉晃央さん、8番藤原公一さん、9番伊藤伸司さん、12番松浦和浩さん、以上のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

◎会議時間延長の議決

○議長（戸澤義典君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

◎会議時間延長の宣告

○議長（戸澤義典君） したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長の互選をお願いいたします。

再開は、16時10分をめぐるといたします。

午後3時37分 休憩

午後4時18分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続

き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（戸澤義典君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長に上杉晃央さん、副委員長に伊藤伸司さん、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第9 選挙第3号

○議長（戸澤義典君） 日程第9 選挙第3号美幌・津別広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

美幌・津別広域事務組合議会議員に1番木村利昭さん、3番横山清美さん、4番高橋秀明さん、8番藤原公一さんを指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した4人の方を美

幌・津別広域事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました1番木村利昭さん、3番横山清美さん、4番高橋秀明さん、8番藤原公一さんが、美幌・津別広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された4人の方が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎日程第10 町長就任宣誓

○議長（戸澤義典君） 日程第10 町長就任宣誓。

去る5月1日に美幌町長に就任された平野町長から、美幌町自治基本条例第34条の規定により、就任時の宣誓をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（平野浩司君） 〔登壇〕 宣誓。

私は、町長の就任に当たり、町民の皆さんの信託を受けた自らの地位の重さを深く認識し、地方自治の本旨に基づき、住民の福祉の増進に努めるとともに、美幌町自治基本条例の基本理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することをここに誓います。

令和5年5月11日、北海道美幌町長平野浩司。

◎所信表明及び提出案件の概要説明

○議長（戸澤義典君） 町長から所信表明及び本臨時会に提案している案件の概要説明をしたいとの申入れがありますので、これを許します。

町長。

○町長（平野浩司君） 〔登壇〕 所信表明をさせていただきます。

本日ここに、令和5年第3回美幌町議会

臨時会におきまして、2期目の町政運営に対する所信を表明する機会を与えていただきますことに、深く感謝申し上げます。

私は、任期満了に伴う美幌町長選挙におきまして「美幌の活力を高め、次代につなげるまちづくり」を訴え、2回目の当選の栄誉を賜りまして、引き続き町政執行の重責を担わせていただくこととなりました。

無投票での再選でありましたが、町内各地を遊説し、お会いした町民の皆様からいただいた御発言におきましては、これまでの4年間に対する評価はもとより、まちの元気や活力を取り戻すため、まちづくりの先頭に立ってほしいとの激励の御言葉もいただいたところであります。

これからの4年間、初心を忘れることなく、町民の皆様と向き合う時間を大切にしながら、町の課題を共有し、その解決に向けて努力を重ねるとともに、新たな試みにも積極的に取り組むことで、皆様の御期待にお応えできるよう、町政運営に全力を尽くしていく決意と覚悟であります。

1期目の大半は、新型コロナウイルス感染症への対応に奔走することになりましたが、町民の皆様の命と健康を守ることを第一に考え、感染防止対策に努めるとともに、町民生活や地域経済への影響を最小限に止めるため、生活者支援及び事業者支援に取り組んでまいりました。

これまでに経験したことのない事態に直面しながらも、この間、町政を前進できたのは、ひとえに町民の皆様、議会の皆様の御理解と御協力のたまものであり、この場をお借りして心から感謝申し上げます。

しかしながら、コロナ禍により社会全体に閉塞感が漂う中であって、元気と活力に満ちた美幌町を取り戻すための取組は、道半ばにあります。

私たちの「ふるさと美幌」は、豊かな自然、豊富な地域資源に恵まれ、さらなる発展の可能性を秘めています。

町民の皆様の元気を引き出し、産業の活力、人の活力、地域の活力を高め、しっかりと次代につなげていくための「人財」を育てることが、私の使命であると考えております。

こうした決意の下、2期目の4年間は、次の三つの施策に沿って、12の分野から成る重点事項に基づき、まちづくりを進めてまいります。

活力あるまちづくり。

人口減少社会が進む今、美幌町の住みよさや魅力に磨きをかけて、果敢に挑戦しなければなりません。

みどりの村に開設したワーキングスペース「K I T E N」を拠点に、関係人口の創出と移住促進に取り組むとともに、豊かな自然環境を生かし、教育旅行（高校生の農業体験）の受入れを積極的に推進いたします。

夢が持てる、夢が実るまちを目指して、起業家支援の強化や店舗リフォーム制度の拡充を図るとともに、若者との「びほろ未来ミーティング」を継続し、美幌の将来を担う次世代の育成に努めてまいります。

特産品の開発支援とまちの魅力の発信に努め、ふるさと寄附金の増収に取り組んでまいります。

また、美幌峠と市街地を結ぶ「国道243号観光活性化プロジェクト」を進めるなど、まちの魅力を生かした滞在型観光の定着に取り組んでまいります。

基幹産業である農林業の持続的な発展を支えるため、各種支援策に取り組むとともに、経済団体と連携して商工業の振興を図ってまいります。

さらに、まちなか活性化の核となる施設の整備に向けた検討を進めるなど、美幌経済が好転するための取組を進めてまいります。

昨年3月に宣言した「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、温室効果ガスの排出量削減につながる取組について、着実に具

体化してまいります。

また、魚無川の桜並木の再生と国道243号の白樺並木街道の保全など、美幌の「美」を守るための環境美化活動を推進してまいります。

次代につなげるまちづくり。

子供の成長をまち全体で応援し、安心して子育てできる環境づくりが求められております。

一時預かり保育の充実、第一子・第二子に対する学校給食費の段階的な負担軽減、子供医療費の無償化を高校生まで拡大するなど、子育て支援の強化に向け、積極的かつ重点的な取組を進めてまいります。

子供たちの可能性を最大限に伸ばすことは、美幌町の未来への投資でもあります。

芸術家やアスリートを目指す子供たちの支援を継続してまいります。

ふるさと教育や語学教育に力を入れるほか、高校生への給食提供をはじめ、美幌高校の魅力化と生徒確保に向けた支援策を推進いたします。

また、小中一貫教育を推進し、将来的には義務教育学校の実現も視野に入れながら、少子化を見据えた教育環境の維持・向上に取り組んでまいります。

全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくるには、保健・医療・福祉（介護）の分野が相互に連携し、地域包括ケアシステムを深化させる必要があります。

医療や介護の担い手確保、峠の湯を利用される障がい者や要介護認定者の入浴料助成、町立病院の医療提供体制の充実など、健康・長寿・福祉に係る施策を積極的に推進してまいります。

安全・安心なまちづくり。

誰もが安心を実感できる社会を形成することは、自治体が果たすべき重要な役割の一つであります。

自治会やボランティアの活動支援、地域公共交通の充実、認知症やフレイル・介護

予防対策など、地域のつながりを大切に
し、安全な生活環境を整えてまいります。

本年3月に改編された美幌に駐屯する第
6即応機動連隊は、災害等で全国各地へ派
遣される部隊です。

地域の安心と暮らしを守る自衛隊の活動
を支えるため、部隊の充実と強化、隊員及
び御家族の支援に努めてまいります。

今月5日、石川県能登地方で震度6強の
揺れを観測する地震が発生しました。被災
された皆様に心からお見舞い申し上げます。

災害はいつ、どこで発生するか予測する
ことはできません。冬季防災訓練の実施と
防災資機材の備蓄、消防・救急体制の充実
など、災害に強いまちづくりに取り組んで
まいります。

また、道路及び橋梁、上下水道などの社
会インフラの長寿命化に取り組むほか、立
地適正化計画を策定し、人口減少を見据え
た誰もが暮らしやすいまちづくりを進めて
まいります。

北見地域（1市4町）の定住自立圏の連
携を深めるとともに、斜網地区広域焼却施
設の整備を進めるなど、行政サービスを効
率的・安定的に提供できるように広域連携
のさらなる推進に取り組んでまいります。

以上、町民の皆様とお約束した2期目の
公約を述べさせていただき、2期目のスタ
ートに当たり、私の新たな決意を申し上げ
ました。

ただいま述べました三つの施策に沿った
重点項目とあわせて、第6期美幌町総合計
画に登載されている施策、事務事業を着実
に進めてまいります。

美幌町の未来を展望したとき、人口減少
と少子高齢化は避けて通ることはできませんが「ふるさと美幌」は生まれ育った人は
もとより、ここに移り住んだ人、そして遠
くから応援してくださる人、美幌町に関わ
りのある全ての人々の思いによって支えら
れ、成り立っております。

どのような課題や問題であろうとも「ふ
るさと美幌」に思いを寄せる人々の力を結
集することで、必ずや美幌町の未来を切り
開くことができるものと、私はそう信じて
います。

先人が築き上げた誇りある美幌町をしっ
かりと未来に、次代につなげていくため、
皆様の視点で考え、耳を傾け、十分に話し
合い「元気」と「活力」に満ちたまちづく
りに全力で取り組んでまいります。

どうか、私の決意と覚悟をお酌み取りい
ただき、町民の皆様、議員各位におかれま
しては、今後の町政運営に対しまして御理
解と御協力を賜りますよう、心からお願い
を申し上げます、私の所信とさせていただきます。

次に、本臨時会に御提案いたします議案
等について、御説明を申し上げます。

専決処分の承認について。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定
については、地方税法等の一部改正に伴
い、令和5年度の町税課税を行うため急を
要したこと。

令和4年度美幌町一般会計補正予算（第
15号）については、起債事業費の確定に
伴う会計処理等のため急を要したこと。

令和4年度美幌町国民健康保険特別会計
補正予算（第4号）については、療養給付
費の確定に伴う会計処理等のため急を要し
たこと。

令和4年度美幌町後期高齢者医療特別会
計補正予算（第3号）については、事務費
繰入金の確定に伴う会計処理等のため急を
要したこと。

令和4年度美幌町介護保険特別会計補正
予算（第4号）については、介護サービス
給付費の確定に伴う会計処理等のため急を
要したこと。

以上の理由により、専決処分をいたしま
したので、御承認を賜りたいのでありま
す。

人事案件について。

同意第3号については、議会議員から選任しております監査委員古舘繁夫氏は、本年4月30日をもって任期満了となりましたので、その後任について御同意を賜りたいのであります。

工事請負契約の締結について。

議案第23号は町営球場照明LED交換修繕について、入札結果に基づき契約することについて議決をいただきたいのであります。

補正予算について。

議案第24号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第2号）につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業として9,402万6,000円を、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業として739万4,000円などの増額を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしくお願いいたします。

◎日程第11 承認第1号

○議長（戸澤典義君） 日程第11 承認第1号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 議案書の13ページになります。

承認第1号専決処分の承認について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求める。

14ページになります。

専決処分書。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定

について、令和5年度町税課税のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は令和5年3月31日付でございます。

専決内容につきまして御説明をいたしますので、15ページを御覧いただきたいと思います。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町税条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の2ページをお開き願います。

資料1、承認第1号関係。

美幌町税条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、地方税法等の一部改正に伴いまして、税条例の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、大きく4項目ございます。

一つ目は、国民健康保険税についてであります。まず、課税限度額の改正になります。

国民健康保険税につきましては、医療分、後期高齢者支援金分、介護保険分の三つの区分の合計により課税され、それぞれの限度額についても定められております。

今回、このうち後期高齢者支援金分につきまして、その課税限度額を20万円から22万円に上限を引き上げる改正を行おうとするものでございます。

次の軽減措置の改正であります。国民健康保険税では、世帯員の所得の合計が一定基準、軽減判定所得以下の場合につきましては、その所得状況に応じて均等割と平等割が7割、5割、2割のいずれかの軽減措置がとられる仕組みとなっております。

今回、このうち5割、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を算出する際にあります計算式につきまして、資料の中ほどに表で掲載してございますが、計算式中、被保険者数に乘じる金額について、5割軽減では28万5,000円から29万円に、また、2割軽減では52万円から53万5,000円に引き上げる改正を行おうとするもので、結果、軽減を受けられる所得の範囲が広がることとなるものでございます。

二つ目は、個人住民税でございます。

肉用牛生産農家等が経営体質を強化し、国産牛肉の安定的な供給を図っていくといった観点から、肉用牛の売却による事業所得につきましては、現在も課税免除となっていてところでございますが、この適用期限につきまして、さらに令和9年度分まで延長しようとするものでございます。

三つ目は、軽自動車税でございます。

軽自動車税（種別割）では、電気自動車や排出ガスの低減達成車など、その排出ガス性能や燃費性能にすぐれ、環境負荷の小さな車両に対し、グリーン化特例と言われる税額を軽減する経過措置がとられてございます。

この経過措置は、車両の初度検査の翌年度に限って一度だけ適用される措置でございますが、今回の改正はこの措置を行うことにつきまして、さらに2年または3年、車両の燃費性能等に応じて延長するものでございます。

最後にその他といたしまして、地方税法の改正に伴う引用条項や字句の整理を行おうとするものでございます。

根拠法令は地方税法。

施行日は令和5年4月1日でございます。

なお、参考資料3ページから38ページに新旧対照表を添付してございますので、御参照いただければと思います。

以上、承認第1号につきまして御説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第1号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第12 承認第2号

○議長（戸澤義典君） 日程第12 承認第2号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の21ページになります。

承認第2号 専決処分の承認について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求める。

22ページになります。

専決処分書。

令和4年度美幌町一般会計補正予算（第15号）について、起債事業費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は令和5年3月31日付になります。

専決処分の内容について御説明いたしますので、23ページを御覧ください。

令和4年度美幌町一般会計補正予算（第

15号)。

令和4年度美幌町の一般会計補正予算(第15号)は、次に定めるところによる。

今回の補正は、繰越明許費及び地方債の補正のほか、事業費の確定に伴う年度末の予算整理になります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億8,389万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億1,084万7,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は第2表、繰越明許費補正により御説明いたします。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は第3表、地方債補正により御説明いたします。

それでは、繰越明許費から御説明をいたしますので、議案書の29ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正になります。

1段目の4款衛生費、1項保健衛生費、事業名新型コロナウイルスワクチン接種事業1,802万9,000円と、3段目の12款、1項職員給与費、事業名職員給与費の268万円、4段目の12款、1項職員給与費、事業名会計年度任用職員給与費105万1,000円、以上の3件につきましては、いずれもワクチン接種事業に係る繰越明許費になります。

内容であります、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、特例臨時接種の実施期間が1年延長され、令和5年度におきましても、ワクチン接種を継続して実施することになりましたので、追加接種を円滑かつ早期に実施するため、予算の一部を翌年度へと繰越しいたします。

2段目の6款農林水産業費、1項農業

費、肥料価格高騰対策支援金給付事業につきましては、国による肥料価格上昇分に対する支援金について、町が地方創生臨時交付金を活用し上乗せ支援を行おうとするものですが、年度内に事業が完了しないことから、事業費の全額4,000万円を翌年度へ繰越しいたします。

次に、議案書の30ページになります。

第3表、地方債補正。

1段目の医療従事者就業支援等補助事業から6段目の住宅リフォーム促進補助事業まで、以上の6件につきましては、いずれも事業費の確定に伴う予算の整理で、それぞれ補正後の欄に記載のとおり、限度額を変更いたします。

なお、令和4年度の地方債の総額は、下段の補正後の欄に記載のとおり、6億2,288万7,000円となります。

次に、歳出について御説明をいたしますので、議案書の52、53ページをお開き願います。

3、歳出になります。

今回の補正は、主に事業費の確定に伴う予算整理になりますので、増額となる部分についてのみ御説明をさせていただきます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、下段の5目企画費、1、政策推進事業費の減につきましては、次の54、55ページをお開き願います。

上から8行目の積立金は、令和4年度のふるさと寄附金の総額から返礼品等の経費を差し引きふるさとづくり基金へ積み立てるもので、3,308万1,000円を追加するものであります。

令和4年度の寄附の件数は4万34件、寄附金の総額は4億824万9,000円でありまして、前年度の1億9,204万4,000円から約2.1倍の増収となっております。

なお、参考資料の39ページ、資料2に各基金の年度末予定残高を掲載しております

すので、後ほど御確認をいただければと思います。

次に、中段の7目交通安全費、1、交通安全対策推進事業費の増のうち、積立金の500万円につきましては、今回の補正予算に係る余剰金の一部を今後の交通安全対策に充てるため、交通安全推進基金へ積立てをいたします。

次に、下段の9目財政調整等基金費、1、財政調整等基金積立金の増、積立金の1億3,749万6,000円は、御寄附と今回の補正予算に係る余剰金の一部を基金へ積み立てるための予算計上になります。

まず、御寄附につきましては3月9日、報徳在住の大屋委代様から、図書館の蔵書充実に役立ててほしいと1万円の御厚志がございましたので、財政調整基金へ積立てをいたします。

また、今回の補正予算におきまして、余剰金が発生いたしましたので、計画的な財政運営にするため8,748万6,000円を財政調整基金に、今後の公共施設の整備に充てるため5,000万円を公共施設整備基金にそれぞれ積立てをいたします。

次の56、57ページから70ページ、71ページまでは、いずれも事業費の確定に伴う予算の整理でございます。

続いて、72、73ページを御覧いただきたいと思います。

6款農林水産業費、中段の2項林業費、1目林業総務費、2、林業推進事業費の減のうち、積立金の92万円につきましては、美幌町が加入いたします北海道森林バイオマス吸収量活用促進協議会より、カーボンオフセット事業交付金の配分がありましたので、未来への森林づくり基金へ積立てをいたします。

次の74、75、続いて、76、77ページ、以上につきましては、事業費の確定に伴う予算整理になります。

78、79ページになります。

このページの下段、10款教育費、1項

教育総務費、2目の事務局費、1、教育委員会事務局活動事務費の増、積立金の5,000万円につきましては、今回の補正に係る余剰金の一部を学校施設の改修費などに充てるため、学校施設整備基金へ積立てをいたします。

次の80、81ページは、事業費確定に伴う執行残の整理でございます。

82、83ページをお開き願います。

中段の4項社会教育費、2目の社会教育振興費、5、芸術文化振興事業費の増のうち、積立金の500万円につきましては、余剰金の一部を今後の芸術文化振興事業の財源に充てるため、基金へ積立てをいたします。

84、85ページ以降については、事業費確定に伴う予算の整理でございます。

続きまして、歳入について御説明をいたしますので、議案書の34、35ページにお戻りをいただきたいと思います。

2、歳入になります。

増額となる歳入を中心に御説明をさせていただきます。

まず、1款町税につきましては、現年課税分の確定に伴い予算を整理するもので、1億7,669万7,000円の増額であります。

1項、1目個人町民税7,089万2,000円の増額は、主に農業所得が伸びたことによる所得割の増加が理由となっております。

次に、38、39ページになります。

中段の12款地方交付税につきましては、交付額の確定に伴い2億4,281万3,000円を増額いたします。

令和4年度に交付された地方交付税の総額は、38ページに記載のとおり、45億5,573万9,000円でございますが、その内訳といたしまして、普通交付税が40億9,876万5,000円、特別交付税が4億5,697万4,000円でございます。

次に、４４、４５ページをお開きいただきたいと思います。

下段の１８款財産収入については、次の４６、４７ページになります。

このうち２項の財産売払収入、１目不動産売払収入、１節の土地売払収入１,０８３万２,０００円ではありますが、こちらは西１条南２丁目の町有地、１,１４５.８１平方メートルを、小規模多機能ホームを建設する事業者へ売払いを行った代金になります。

次に、２目、１節物品売払収入６２万６,０００円につきましては、不要となった公用車２台を売払いした収入になります。

３目、１節の生産品売払収入３０３万円は、みらい農業センターで生産する農産品の販売収入が１,１０３万円となり、当初予算に計上した８００万円を上回りましたので、増額をいたします。

続いて、１９款寄附金、１項、１目、１節の一般寄附金４,０８５万１,０００円の減額のうち、４,１７５万１,０００円の減額ではありますが、こちらはふるさと寄附金の減額になります。

３月定例会におきまして、令和４年度の寄附総額を４億５,０００万円と見込んでございましたが、先ほど歳出で御説明したとおり、最終の実績が４億８２４万９,０００円となりましたので、予算の整理を行います。

次に、４目教育費寄附金、２節社会教育費寄附金１万円は、図書館の蔵書充実に役立ててほしいと３月９日に報徳在住の大屋委代様から御寄附をいただいたものであります。

議案書の４８、４９ページになります。

２２款諸収入、５項雑入、中段の５目雑入、１節雑入のうち右側の説明欄の３行目になります。

物品等売払の増、１,１１３万１,０００円でございますが、こちらは鉄くずやペットボトルなど、有価資源物の売払収入にな

ります。

以上、承認第２号専決処分の承認について御説明を申し上げました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第２号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は承認することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第１３ 承認第３号

○議長（戸澤義典君） 日程第１３ 承認第３号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 議案書の８９ページになります。

承認第３号専決処分の承認について御説明を申し上げます。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求める。

９０ページになります。

専決処分書。

令和４年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について、療養給付費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は令和５年３月３１日付でございます。

専決内容につきまして御説明いたしますので、91ページを御覧いただきたいと思います。

令和4年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

令和4年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,877万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億9,517万9,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、議案書の100、101ページをお開き願います。

3、歳出。

2款保険給付費、1項療養諸費1億577万6,000円の減額と、その下の2項高額療養費2,941万4,000円の減額につきましては、それぞれ一般被保険者への保険給付費の実績見込額の減少によるものでございます。当初予算におきましては、昨今の医療高度化などもあり、前年度から引き続き一定の給付費の伸びはあるものと見込んでおりましたが、結果といたしまして、決算見込みベースで前年を下回る結果となっております。

これはまず、国民健康保険加入の被保険者数につきまして、その見込数が当初予定しておりました数よりも下回ったことが大きな要因としてございます。

加えて、コロナ禍により感染症への対策力の高まりなどから病気そのものが減少してきているといった全国的な傾向もございますが、本町の国民健康保険加入者につきましても同様に、皆様方お一人お一人の対策の徹底が医療費の抑制に少なくとも影響しているものと考えてございます。

次に、3項移送費15万円の減額、ページが変わりまして、102、103ページの4項出産育児諸費343万8,000円の減額につきましては、それぞれ実績見込額の減少によるものでございます。

その下の3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費につきましては、財源振替になります。

次に、歳入について御説明いたしますので、98、99ページにお戻り願います。

2、歳入。

1款国民健康保険税6,510万6,000円の増額につきましては、当初予算においてコロナ禍における影響を考慮し、特に、営業所得につきましては前年比30%減など、所得割の大幅な減少を見込んでございました。

しかし、当初見込みに比べ、営業所得では前年比10%減以内にとどまり減少率が比較的少なかったこと、また、それ以外では農業所得が前年比で増額となったこと、さらに、収納率につきまして当初見込み97%から97.6%に伸びたことなどから増額となるものでございます。

2款道支出金、1項道補助金1億3,877万8,000円の減額につきましては、保険給付費の減に伴う保険給付費等普通交付金の減額でございます。

その下、4款繰入金、2項基金繰入金6,510万6,000円の減額につきましては、さきに御説明申し上げました国民健康保険税の増額に伴う減額でございます。

以上、承認第3号につきまして御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第3号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は承認することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第 1 4 承認第 4 号

○議長（戸澤義典君） 日程第 1 4 承認第 4 号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 議案書の 1 0 5 ページになります。

承認第 4 号専決処分の承認について御説明を申し上げます。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求める。

1 0 6 ページになります。

専決処分書。

令和 4 年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、事務費繰入金の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は令和 5 年 3 月 3 1 日付でございます。

専決内容につきまして御説明申し上げますので、1 0 7 ページを御覧いただきたいと思います。

令和 4 年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）。

令和 4 年度美幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入予算の補正。

第 1 条につきまして、事項別明細書により御説明申し上げますので、議案書の 1 1

4、1 1 5 ページをお開き願います。

2、歳入。

今回の補正につきましては、二つ目にございます 5 款国庫支出金、1 項国庫補助金で、窓口負担割合の制度見直しに伴い、令和 4 年度は被保険者全員に対しまして被保険者証を 2 回交付してございますが、その経費分につきまして国からの特別調整交付金 9 万円が増額となりますことから、2 款繰入金、1 項一般会計繰入金につきまして 9 万円の減額を行うもので、予算の総額に増減はございません。

なお、1 1 6、1 1 7 ページの歳出につきましては、財源振替でございます。

以上、承認第 4 号につきまして御説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、承認第 4 号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は承認することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第 1 5 承認第 5 号

○議長（戸澤義典君） 日程第 1 5 承認第 5 号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 議案の 1 1 9 ページをお開き願います。

承認第 5 号専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

今回、専決処分いたしました補正予算につきましては、介護サービス給付費及び国庫支出金の確定に伴い、保険料、そのほかの費用の実績を見込み、整理を行おうとするものでございます。

120ページになります。

専決処分書。

令和4年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、介護サービス給付費の確定に伴う会計処理等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては令和5年3月31日付でございます。

121ページになります。

令和4年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

令和4年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,865万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,461万3,000円とする。

第2項につきましては事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、132、133ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、3項介護認定審査会費113万5,000円の減額につきましては、介護認定審査会委員報酬、介護認定調査委託料の実績に伴う減額でございます。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費からその次の134、135ページの5項特定入所者介護サービス

等費まで、主に新型コロナウイルスの影響によりサービス利用実績が減少したことによる給付費等の減額でございます。

その下、3款地域支援事業費1,676万7,000円の減額についてであります。1項介護予防・生活支援サービス事業費、その次のページの2項包括的支援事業費・任意事業費とも、新型コロナウイルスの影響による事業の中止、また、縮小に伴う委託料、そのほか、運動指導業務負担金、配食事業運営委託料の減額でございます。

その下、4款基金積立金につきましては、補正予算の余剰金を介護保険基金に積み立てるものでございます。

138、139ページになります。

5款諸支出金30万2,000円の減額につきましては、還付金実績に基づく減額でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、128、129ページにお戻りいただきたいと思えます。

1款保険料、1項介護保険料につきましては、決算見込みにより現年度分241万6,000円、滞納繰越分を72万4,000円減額するものでございます。

2款分担金及び負担金、1項負担金47万6,000円の減額につきましては、介護認定審査会経費の精算に伴い、津別町、大空町からの負担金を減額するものでございます。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金と5款道支出金につきましては、それぞれ介護給付費地域支援事業の確定に伴う補正でございます。

130、131ページになります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金2,793万8,000円の減額につきましては、介護給付費、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業の実績、低所得者保険料の軽減及び事務費の確定に基づく減額補正でございます。

2項基金繰入金4,102万8,000円

の減額につきましては、介護給付費の減に伴い減額するものでございます。

なお、補正後の基金残高につきましては、参考資料39ページに添付させていただいておりますが、1億4,321万8,000円となります。

以上、承認第5号について御説明いたしました。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） ページ数でいきますと133ページ、負担金補助金及び交付金、施設介護サービス給付事業費の減、1億638万8,000円。

この件につきましては、昨年も施設費について相当空きベッド等があるのではないかとということで、今年も7億2,000万円の施設費の予算計上に対し約1億円の減になっているということは、美幌町にある特養、老健、グループホームのベッド数が、二、三十まではいかなくても、多分通年で空いた状態かなと思うのです。

これについては、昨年も同じ時期にほかの議員も一緒になりまして、働いている人数が足りないのではないかと、もしくは対応の仕方では何か変わったのかということの確認をとってほしいと言ったつもりなのです。

それで、コロナ等のこともありますけれど、先ほど最後におっしゃった特別金が1億4,000万円となりますと、第7期、第8期で一般町民から値上げした分の相当数が残る状態になっているものですから、今後の対応策だとかベッド数の確保、要するに待機者になるべく埋めるだとかいうことについて、どのような形で確認をとったのか、これだけお願いします。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

施設介護サービス費の主な減の理由でございます。

まず、金額でいきますと、特別養護老人ホームが2,632万2,000円の減、老人保健施設が4,616万3,000円の減、介護医療院が3,546万1,000円の減ということで、主に三つの施設について予算に対する決算が減額となっております。

昨年もお話しましたが、令和4年度につきましてもコロナの感染拡大がこの施設において蔓延しまして、特に第8波、今年の11月から今年の2月ぐらいまで、特養、老健につきましては、施設に入所している方が非常に多く感染され、入所を制限しているという状況にございました。

参考までに、老健ですが、予算では月96名の入所を予定しておりましたが、決算では月平均78名と、議員おっしゃるとおり要因が必ずしもコロナだけではないと、私どもも承知のところでございます。

美幌町に限らず介護職員自体が不足している状況にございますので、令和5年度から就業支援という形で事業者からアンケートをとりまして、実施しているところでございます。

また、介護従事者についても医療従事者と同様に家賃補助をしていくと。

当然、先ほどおっしゃられたとおり、次期計画の見直しが今年度スタートしております。

その中で、実際に次の策として何が必要なのかをしっかりと考えてまいりたいと思っております。

また、老健もなかなか国内の方の就業が難しいということで、2月からミャンマー、インドネシア、6名の外国人の枠を採用しまして、今、何とか利用者を100に近づけていくという努力をしています。

福祉部サイド、部長と私で、昨年は9月と12月の2回、今年は3月と4月に聞き取りをしながら、町もできるだけ支援をし

て、何とかこの老健を100に近づけていくということで考えております。

また、先ほど基金の1.4億円についても、当然、次期計画へ過剰に残すことのないようにしっかりと考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 担当部局も大変かなと。

令和5年度の新しい制度も有効利用できるのかなと思うのですが、先ほど出てきました日本人以外、外国人労働者の関係も、住宅の問題だとか宿舎に対する基準の問題だとか、これは医療だけではなくて労働する側、要するにその他の作業も同じような入管の規制が厳しいのかなと。

一概に2階建てというのは、なかなか該当になる建物ではないということも出てきますので、ぜひ、重ねて今回の医療従事者プラス外国人労働者の件、医療従事者については、基金の中で何かの対応はできないのかということが重要かなと。

あとは、感染対策という部分でいきますと、民間企業であろうがそういう対策に何か基金の形で使えないのかだとか、そういう検討について可能なかどうかだけ、最後をお願いします。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

介護保険基金につきましては、計画の中で、基本的に3年間で支消していくということが定められております。

当然、運用する資金も必要でございますので、過去にゼロになった経過はございませんが、その基金をどう活用して次期計画に反映していくかというのは可能だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから、承認第5号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は承認することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

再開は17時35分といたします。

午後5時23分 休憩

午後5時34分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第16 同意第3号

○議長（戸澤義典君） 日程第16 同意第3号監査委員の選任についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 140ページを開きいただきたいと思います。

同意第3号監査委員の選任について御説明いたします。

本町監査委員古舘繁夫氏は、令和5年4月30日をもって任期満了となったので、次の者を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議会議員のうちから選任する者。

氏名、吉住博幸氏。

住所、生年月日については、記載のとおりであります。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行

います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第3号監査委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は提案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本件は提案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第17 議案第23号

○議長（戸澤義典君） 日程第17 議案第23号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 議案書141ページになります。

議案第23号工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の40ページをお開き願います。

資料3、議案第23号関係。

工事名は、町営球場照明LED交換修繕であります。

今回の工事は、町営球場内を照らす照明器具につきまして、LEDへの器具交換を行おうとするものでございます。

工事の場所は、美幌町字野崎1番地。

工事の概要であります。球場内には照明灯が6基あり、一基当たり13台の照明が設置されております。こちらの既設照明器具の撤去及びLED照明器具の取付けを78台分行うものでございます。

入札年月日は令和5年4月24日、指名業者は株式会社武市電気ほか記載の2社でございます。

契約金額7,282万円、落札率は97.35%になります。

契約の相手方は、網走郡美幌町字東3条南1丁目6番地、株式会社武市電気、代表取締役社長武市高広でございます。

契約保証金、契約金額の100分の10以上。

契約年月日、議決後本契約による。

工期は、本契約後、令和5年10月31日までとする。

以上、御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） 私からは1点だけお伺いしたいと思います。

このLED照明に交換するに当たり、年額どのぐらい電気料が削減になるのか、お教えいただければと思います。

○議長（戸澤義典君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（浅野謙司君） お答えいたします。

ランニングコスト、電気代、ランプ代含めまして、年間で約60万円の削減ということで、率としては45.6%の削減が見込まれております。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 私もそのことを聞こうと思ったのですが、藤原議員が聞きましたのでもう一つ。

新しくLEDにした場合の耐用年数というのは、かなりもつとは思うのですが、次の更新時期は大体どのくらいを想定しているのか、御質問したいと思います。

○議長（戸澤義典君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（浅野謙司君） 建物の付属設備ということで、耐用年数については15年となっておりますが、ランプ自体の寿命は4万時間で、1日の使用時間で単純計算すると110年ほどはあるということでございます。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） お教え願いたいと思います。

記憶違いであれば、逆に御指摘いただきたいと存じますが、この照明はコインを入れて使うと思います。閉めているか閉めていないかは分かりませんが、今までの売上げ、例えば、令和4年度はどのぐらいあるのか。

機能としては今、両方がお聞きになりましたから、そういう機器を設置するのだなということは分かります。ですが、これによって単純に使用料が安くなるとかということではなくて、例えば、電気をもともと引っ張っていますから、電圧に関係して元の基本料金が安くなるということなのか。使用料が安くなっていくよということも含めて、この設備を更新されるのか。その辺の思いをもう少し丁寧にお聞かせ願いたいと存じます。

○議長（戸澤義典君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 御答弁申し上げます。

現在のところ、使用料の見直し等は考えておりませんが、通常4年ごとに行います使用料・手数料の見直しのときに、原価計算等も確認しながらその辺は考えていきたいと思っております。

○議長（戸澤義典君） 電気を使うときにコイン式になっているのかどうかというのがまず焦点だと思うのですが、その回答をお願いします。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（浅野謙司君） 照明の使用法であります。吉住議員言われるとおり、コイン1枚30分で1,200円の使用料をいただいて、コインを投入して30分点灯するというシステムになっております。

よろしく申し上げます。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） すみません、もう一度、趣旨としては同じことを質問させていただきます。

先ほど、両方の質問を受けて、年間60万円ぐらいとお聞きしていますから、聞き間違えていたらまた訂正していただきたいと存じます。それは、機器の電圧が下がるとかということで、性能がよくなっているわけですから、その範囲内なのか。

それで、一つの判断材料として、コイン式だろうと何だろうと、令和4年度までの実際の売上げがまず幾らになるのかということを知らないと、例えば、年間使用料が50万円だというものに対して、このぐらいの投資がという意味の会話はそうにつながっていかないと。

今後、使用料を見直していきますということだけではなくて、このことが適正な設備なのかという一つの判断基準にしたいわけですから、まず、照明に関しての令和4年度の売上げ、そこを教えてください。

もう締結してしまったものですからがたがた言いませんけれども、もう少しこの必要性という意味で、説得力のあることをお聞かせ願いたいと存じます。

○議長（戸澤義典君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 申し訳ございません。

今、手元に決算額がございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 4年ぶりなものですから、ちょっと力が入って申し訳ないのですが、このぐらいのことは想定中の想定ではないのですか。

売上げも分からないで、このような大きいものの設備投資、いかがなのでしょう。

教育部長はじめ教育長も、皆さんも、議員のこのような案件に対してはこのような効果があるよとか、これと対比するからこれだけさらに更新していく意味があるのですよとか、そうした意味の基本的な組立ては既に準備されて、必要性があってつくられていると思います。入札しているわけですから。

今ないというのであれば、あえて今回は我慢しますけれども、今後はそのようなことがないように教育長からお話を聞きたい。

○議長（戸澤義典君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） まずもって、準備不足でありましたことをおわび申し上げます。

また、今回、町営球場のLED化をさせていただいたところでございますが、今後、他の施設等にもLED化の予定がございます。その際には、しっかりと説明責任を果たせるように、効果等々について組立てた上で提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） それでは、後ほど資料を提供して説明をよろしくお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

7番稲垣淳一さん。

○7番（稲垣淳一君） 財源はどこから出ているのでしょうか。お願いします。

○議長（戸澤義典君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 御答弁申し上げ

げます。

こちらの工事につきましては、現在、国が進めております公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施するという事で、有利な財源となります脱炭素化推進事業債という起債がございます。こちらは充当率90%、交付税措置率は50%となりますので、交付税で45%が補填され、残り55%が町の負担ということになりますが、後ほど御答弁させていただきます。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから、議案第23号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第24号

○議長（戸澤義典君） 日程第18 議案第24号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の143ページになります。

議案第24号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

令和5年度美幌町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億445万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

れ120億938万7,000円とする。

第2項につきましては事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、152、153ページをお開き願います。

3、歳出になります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、5、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業9,280万2,000円につきましては、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者のうち、特に負担感が大きい低所得世帯に対し、国の地方創生臨時交付金を活用して、経済的な支援を行うための予算措置になります。

対象は、令和5年度の住民税非課税世帯及び家計急変世帯で、1世帯当たり一律3万円を給付いたします。

消耗品費や印刷製本費、手数料など、必要な事務費を計上するほか、給付対象を3,000世帯と見込み、臨時特別給付金として9,000万円を予算計上いたします。

6月中旬から下旬をめどに対象世帯へ申請書を送付し、申請を受け付けた後、内容を確認の上、7月中旬には1回目の振込を行えるように準備を進めてまいります。

本事業につきましては、申請漏れがないようにホームページや町広報により広く周知に努めてまいりたいと存じます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、6、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業678万1,000円につきましては、食費等の物価高騰に直面し、影響を受けている低所得の子育て世帯に対して、国が生活支援を行うための経費になります。

18歳まで、障がい児の場合は20歳未満の児童を養育する世帯のうち、住民税均等割が非課税の子育て世帯を対象に、町が実施主体となり、児童一人当たり5万円を給付いたします。

なお、北海道が実施主体となり、児童扶養手当受給者、低所得のひとり親世帯に対

しましても、児童一人当たり5万円が給付されます。

補正予算におきましては、消耗品費などの必要な事務費を計上するほか、対象の児童を100人と見込み、子育て世帯生活支援特別給付金として500万円を予算計上いたします。

5月中旬には対象世帯へ案内を送付し、振込先を確認の上、5月末日までには振込を行えるように、事務処理を進めてまいります。

次に、下段の6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費、2、林業推進事業費の増、修繕料の48万9,000円につきましては、林業館きてらす南側の一部外壁の修繕費用になります。

3月の中旬に南側の外壁の一部が破損したため応急的な補修を行いました。経年劣化が進んでおりますので、外壁の一部張り替えを行うものであります。

次の3、林業施設維持管理事業費の増、施設維持管理等委託料、森林公園管理業務委託料306万3,000円につきましては、みどりの村森林公園キャンプ場に設置されております木製遊具を交換修繕するための指定管理者に対する委託料の増額になります。

キャンプ場のオープンに向けまして、4月下旬に木製遊具を点検したところ、ターザンロープの支柱が腐食し危険な状態にあることが判明いたしましたので、支柱を撤去して新設するほか、劣化が進んでいるワイヤーやロープを交換し、木製遊具を更新いたします。

修繕に要する期間は約60日と見込んでございますが、キャンプ場の利用がピークを迎える夏休みシーズン前には、作業を終えるように対応してまいりたいと存じます。

次に、154、155ページになります。

12款、1項、1目職員給与費、1、職

員給与支給事務費の増、１３１万６,０００円につきましては、先ほど３款民生費で御説明した住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業及び子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る職員の時間外勤務手当の追加になります。

次に、歳入について御説明いたしますので、１５０、１５１ページにお戻りを願います。

２、歳入になります。

１６款国庫支出金、２項国庫補助金、２目民生費国庫補助金、１節の社会福祉費補助金９,４０２万６,０００円は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の財源として、地方創生臨時交付金を充てるものであります。

２節の児童福祉費補助金７３９万４,０００円は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費の全額が国から補助金として交付されます。

２０款繰入金、１項基金繰入金、１目の財政調整基金繰入金３０３万１,０００円につきましては、今回の補正予算の財源として財政調整基金からの繰入れを行うものであります。

なお、参考資料の４１ページ、資料４に基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

以上、議案第２４号令和５年度美幌町一般会計補正予算（第２号）につきまして御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

６番上杉晃央さん。

○６番（上杉晃央君） １５３ページの森林公園管理業務委託料、先ほどの説明でターザンロープの撤去・新設のほかに、ほかの木製遊具の交換等があるようなお話として聞いていたのですが、ターザンロープだけなのか、それともほかの木製遊具の修繕

等があるのか、その辺をもう一度御説明ください。

○議長（戸澤義典君） 農林政策課長。

○農林政策課長（橋本 勝君） 今回交換修繕するのは、ターザンロープの施設のみとなります。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

１番木村利昭さん。

○１番（木村利昭君） 同じく１５３ページ、林業推進事業費の増、修繕料の部分、きてらす外壁の修繕についてですが、何年か前にもほかの部分の壁が剥がれて修繕があったと把握しております。

今回も外壁修繕ということで、最近、結構風の強い日とかも増えてきておりますけれども、万が一、また壁が落ちて、例えば、通行人にけがをさせたりとかということの危険性もあると思うのですが、ほかの部分とかは大丈夫なのでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（伊藤 寿君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、修繕を行うところにつきましては、今回の補正予算で対応させていただければ直るところなのですけれども、ほかの部分につきましても、若干劣化が進んでいる状態ではあります。

ただ、そこが直ちに落ちて、どこかに危害を加えるというものではないと認識しております。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

２番馬場博美さん。

○２番（馬場博美君） 同じく１５３ページ、１番下の森林公園管理業務委託料３０６万３,０００円、内容について理解いたしました。

ただ、今回、オープンに当たって点検した結果、これが出てきたということですから

が、みどりの村全体でほかの施設、オープンするに当たって、使用するに当たって大丈夫なのか、また、全体を点検したのかどうか、その1点、説明をお願いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 農林政策課長。

○農林政策課長（橋本 勝君） ほかの遊具の点検状況についてお答えさせていただきます。

今回修繕を予定しておりますターザンロープの横に、木と鉄を組合せたコンビネーション遊具等がございますけれども、そちらにつきましては、ハンマーによる打診ですとか、ボルトの緩みの確認によって利用に支障がないことを確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから、議案第24号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（戸澤義典君） 先ほどの教育委員会の議案の質疑に対し、答弁がありますので、発言を許します。

教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 先ほど保留になっておりました2点について、御答弁させていただきます。

1点目、吉住議員からの令和4年度の野球場の使用料については、18万9,600

円でございます。

2点目、稲垣議員からの実際の金額でございますが、交付税措置される金額は3,276万円、町が55%の4,004万円ということでございます。

以上です。

○議長（戸澤義典君） 1回だけ質疑を許します。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 使用料が1時間1,200円、今、10何万円とおっしゃいましたか、単純にいうと100時間程度なのかなと。もうこれ以上どうしようもないのですけれど、時間に直して年間100時間、例えば、夜3時間、もちろん野球場ですから40日ぐらいしか使っていないのかなという印象は受けました。

そうなると多分、もともと施設の運営のためだけにお金がかかるぐらいですね。

先ほど、誰かの質問で60万円安くなると言っても、決して使用料が安くできるような状態ではないのかなと。

これは議論ではなくて、印象として思いました。

今回、ぎりぎり議会中に報告があったことは感謝します。

ありがとうございました。

○議長（戸澤義典君） これで先ほどの質疑応答について終わります。

◎日程追加の議決

○議長（戸澤義典君） 閉会中の継続調査について、総務福祉常任委員会、経済教育常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から会議規則第75条の規定により、配信した資料のとおり申出があります。

お諮りします。

閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに審議することに決定いたしました。

◎追加日程第1 閉会中の継続調査
について

○議長（戸澤義典君） 追加日程第1 閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（戸澤義典君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これで、令和5年第3回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後6時 4分 閉会

美幌町議会 仮議長

議長

副議長

署名議員

署名議員